

議案第3号

訴えの提起について

次のとおり損害賠償請求事件に関し訴えを提起することについて議決を求める。

- 1 相手方 住所 埼玉県新座市（以下略）
氏名 東内 京一
- 2 事件名 損害賠償請求事件
- 3 事件の内容及び請求の趣旨

東内元職員は、被保護者の多額の現金保有が発覚した際に、本来であれば受給した保護費に相当する額を返還し、保護を廃止しなければならないにもかかわらず、当時の部下の職員に虚偽の説明をし、当該被保護者がそれまでに受給した保護費に相当する額の返還手続を行わないこと、及び生活保護を継続することを指示した。

市は、令和2年度に、多額の現金保有発覚前の保護費に相当する額の返還手続を行わなかったこと、及び多額の現金保有発覚後に生活保護を継続したことを国に報告し、これらに関する生活保護費等国庫負担金のうち4,484,093円を国に返還した。

また、返還されなかった保護費に相当する額のうち680,992円が市負担分で、多額の現金保有発覚後に継続した生活保護の保護費のうち1,057,454円が市負担分であり、市は、合計1,738,446円を負担している。

東内元職員の不法行為がなければ、市は、多額の現金保有発覚前の保護費に相当する額の返還手続、及び多額の現金保有発覚後に生活保護の廃止手続を行ったものであることから、国に返還した生活保護費等国庫負担金相当額及び市が負担している保護費相当額の合計6,222,539円に弁護士費用相当額622,253円を加えた損害賠償金6,844,792円並びに訴訟費用の負担を求めるものです。

- 4 事件に関する取扱い
 - (1) 弁護士を代理人に選任し、訴訟を遂行する。
 - (2) 訴訟において損害賠償請求が容認されないときは、上訴するものとする。
 - (3) 訴訟遂行上の過程において必要がある場合は、適当と認める条件で和解することができる。

令和4年2月21日提出

和光市長 柴崎 光子

提 案 理 由

損害賠償請求事件に関し訴えを提起したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、この案を提出するものである。